



トピクス

2021年03月

最高人民法院、知的財産権に係わる 懲罰的損害賠償に関する司法解釈を公表

2021年3月3日、最高人民法院は『最高人民法院による知的財産権侵害を巡る民事裁判の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈』（以下、『解釈』という）を公表した。

同『解釈』は、知的財産権に係わる民事事件における懲罰的損害賠償の適用範囲や、悪意、情状が重大である場合の認定、計算ベース・倍数の確定などについて具体的に規定している。同『解釈』は、裁量基準の明確化を通して、各クラスの法院による懲罰的損害賠償を的確に適用するよう指導し、知的財産権に対する重大な侵害行為を懲戒することを旨とする。同『解釈』の公示は、懲罰的損害賠償制度の着実な実施のための重要な施策で、知的財産権に対する司法保護を全面的に強化する人民法院の決意を明らかに示すものであり、科学技術革新のための法的環境を一層最適化することに非常に重要な意義を持つ。